



平成 21 年 5 月 15 日

各 位

株式会社 レオパレス 21
代表取締役社長 北川 芳輝
(コード番号 8848・東証第一部)
問合せ先
執行役員広報室長 岩壁 真澄
電 話 03-5350-0216

定款の一部変更に関するお知らせ

本日開催の当社取締役会により、「定款一部変更の件」を平成 21 年 6 月 29 日開催予定の第 36 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主および実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して 1 年を経過する日までの間これを作成して備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第 9 条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第 6 条第 1 項に基づき、平成 21 年 1 月 5 日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

2. 定款変更の内容

現行の定款と変更案は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第9条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>2. <u>当社は前項の規程に係わらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>第10条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱い場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）</u>、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第12条 ~ 第41条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株主喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3条 <u>本則第1条ないし本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>	<p style="text-align: center;">} (削 除)</p> <p>第9条 当社は株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱い場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p style="text-align: center;">} (削 除)</p> <p>第12条 ~ 第41条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">} (削 除)</p>

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 21 年 6 月 29 日

定款変更の効力発生日 平成 21 年 6 月 29 日

以 上